

茨城県報

第272号

平成3年8月29日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●字の区域の変更(地方課)	1
●国民健康保険医等の新規登録(医療福祉課)	2
●身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定(障害福祉課)	2
●身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師からの内容変更の届出(")	3
●身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師からの指定辞退の届出(")	4
●被爆者一般疾病医療機関の指定(保健予防課)	4
●第二種大規模小売店舗に関する公示(商業振興課) *	5
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課)	5
●道路の供用の開始(")	6
●廃川敷地等の公示(河川課)	7
●都市計画事業の認可(都市施設課)	7
●徴収事務の委託(文化課)	8
●土地改良事業の適当決定(土地改良事務所)	8

(公安委員会)

●緊急自動車の指定及び指定取消し	8
------------------------	---

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示	9
--------------------------------	---

公 告

●都市計画事業の施行者の名称等(都市施設課)	10
●建築許可に関する聴聞(3件)(建築指導課)	11
●開発行為の工事完了(3件)(")	12
●道路の位置の指定(4件)(")	13
●軽油引取税に係る免税証の無効(県税事務所)	13

告 示

茨城県告示第968号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により水戸市長から同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹内 藤 男

元吉田町字柞 2545の3, 2545の5, 2550の8から2550の10まで

上記を元吉田町字狐塚に変更

元吉田町字狐塚 2277の86

上記を元吉田町字柞に変更

茨城県告示第969号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第9条の規定により告示する。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記 号 番 号 登録年月日 国民健康保険医等

茨国歯 2360 H. 3. 7. 30 加 藤 眞 紀

茨城県告示第970号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定する。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

医 師 の 指 定

障害の種別	診療科目	氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
視 覚	眼 科	三 松 年 久	筑 波 病 院	つくば市大角豆1761	3. 8. 8
〃	〃	渋谷 潔	猿島赤十字病院	猿島郡総和町上辺見 1300-13	〃
聴覚・平衡 機能・音声 機能・言語 機能・そし やく機能	耳鼻咽喉科	高 橋 邦 明	筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	〃
肢体不自由	脳神経外科	鰐 淵 博	下館市民病院	下館市玉戸1658	〃
〃	整形外科	元 文 芳 和	〃	〃	〃
〃	〃	林 秀 剛	牛久愛和総合病院	牛久市猪子896	〃

肢体不自由	整形外科	辻野 昭人	とき田病院	下妻市長塚48-1	3.8.8
〃	産婦人科・ 内科・小児科	和田 宏之	和田 医 院	稲敷郡桜川村下馬渡944	〃
〃	整形外科	仲田 敏明	八郷病院	新治郡八郷町東成井 2719	〃
〃	外 科	松本 繁	筑波病院	つくば市大角豆1761	〃
〃	産婦人科・ 内科・小児科	岡本 善隆	岡本 医 院	筑波郡谷和原村古川 317-1	〃
〃	神経内科	新谷 周三	取手協同病院	取手市寺田5901-1	〃
心臓機能	循環器科	堺 裕	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	〃
〃	内 科	江畑 均	県西総合病院	西茨城郡岩瀬町鎌田604	〃
呼吸器機能	外科・ 呼吸器外科	鬼塚 正孝	筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	〃
じん臓機能・ ぼうこう機能・ 直腸機能	泌尿器科	山口 哲	北茨城市立 総合病院	北茨城市大津町北町 3-5-15	〃
ぼうこう機能 ・直腸機能	〃	河合 弘二	筑波学園病院	つくば市上横場2573-1	〃

茨城県告示第971号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（昭和45年茨城県規則第10号）第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹内 藤 男

内 容 変 更

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
		医療機関 の 名 称	医療機関の 所 在 地	医療機関 の 名 称	医療機関の 所 在 地	
肢体不自由	楠 浩	七会村国保 診 療 所	西茨城郡七会 村小勝516	茨 城 県 立 中 央 病 院	西茨城郡友部 町鯉淵6528	3.6.1
〃	菅谷 郁夫	筑波記念 病 院	つくば市要 1187-299	県 西 総 合 病 院	西茨城郡岩瀬 町鎌田604	3.7.1

肢体不自由	黒 井 信	土 浦 協 同 病 院	土 浦 市 真 鍋 新 町 11-7	黒 井 整 形 外 科 医 院	土 浦 市 飯 田 町 2641	3.7.1
心 臓 機 能	加 畑 治	国 立 水 戸 病 院	水 戸 市 東 原 3-2-1	加 畑 医 院	水 戸 市 千 波 2867	3.5.24
じん臓機能・ ぼうこう機能 ・直腸機能	和 田 郁 夫	北 茨 城 市 立 病 院	北 茨 城 市 大 津 町 4-5-15	川 崎 胃 腸 科 外 科 病 院	日 立 市 桜 川 町 3-3-19	3.7.1

茨城県告示第972号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条第1項の規定に基づき、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

辞 退

種 目	診療科名	氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
肢体不自由	内 科	簡 野 泰 裕	八 郷 病 院	新 治 郡 八 郷 町 東 成 井 2719	3.6.21
”	整 形 外 科	吉 山 武 寿	”	”	3.3.31
”	”	佐 藤 哲 造	牛 久 愛 和 総 合 病 院	牛 久 市 猪 子 町 896	元.6.1
”	内 科	大 島 義 雄	大 島 医 院	結 城 市 大 町 14	元.5.6

茨城県告示第973号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）第14条の3第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので公示する。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
仁 天 薬 局	土浦市下高津 1-21-52	平成 3 年 8 月 9 日
薬剤師会土浦調剤薬局	土浦市下高津 1-636-1	平成 3 年 8 月 9 日

~~~~~

**茨城県告示第 974 号**

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

平成 3 年 8 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 セイブ

2 建物の名称及び所在地

株式会社セイブ内原店

東茨城郡内原町内原 1 5 4 4 外

~~~~~

茨城県告示第 975 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 3 年 8 月 29 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 3 年 8 月 29 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県道

2 路線名 小山菅生小絹停車場線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷和原村大字小絹 字蔵下894番1地先から	旧	メートル 最大 6.5 最小 6.1	メートル 385.0	
		最大 39.0 最小 16.0	578.0	
筑波郡谷和原村大字小絹 字下宿744番2地先まで	新	最大 39.0 最小 16.0	578.0	谷和原村へ旧道移管 のための区域変更

茨城県告示第976号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成3年8月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宗道今鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市大字吉沼字砂田 978番1地先から	旧	メートル 最大 12.0 最小 8.0	メートル 634.0	
		最大 15.5 最小 8.0	634.0	
つくば市大字西高野字宮西 1083番3地先まで	新	最大 15.5 最小 8.0	634.0	下水道工事のための 迂回路設置

茨城県告示第977号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成3年8月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 宗道今鹿島線
- 2 供用開始の区間 つくば市大字吉沼字砂田978番1地先から
つくば市大字西高野字宮西1083番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成3年8月29日

茨城県告示第978号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 二級河川花貫川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成3年8月29日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
高萩市大字安良川字坯539番1地先から 同市 同大字 同字517番地先まで	土 地	308.24㎡
高萩市大字安良川字坯511番1地先から 同市 同大字 同字501番地先まで	土 地	986.0㎡
合 計	—	1,294.24㎡

茨城県告示第979号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施 行 者 の 名 称 那珂湊市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業
3・3・135号 馬渡阿字ヶ浦線
- 3 事業施行期間 平成3年8月29日から平成8年3月31日まで

4 事 業 地

収 用 の 部 分 茨城県那珂湊市阿字ヶ浦町字千駄切地内

茨城県告示第980号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、入館料の徴収事務を次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 販 売 委 託 先 JR東日本水戸支社
水戸市三の丸1-4-47
- 2 販 売 委 託 の 期 間 平成3年8月1日から平成3年11月4日まで
- 3 委 託 す る 事 務 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第3条に規定する茨城県近代美術館に係る同条例第7条に規定する入館料

茨城県告示第981号

十王町から平成3年7月10日付けで認可申請のあった大原地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成3年8月12日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年8月29日

茨城県高萩土地改良事務所長 大 津 勇 重

- 1 縦覧に供する書類 大原地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 平成3年8月30日から平成3年9月25日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 十王町役場

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第19号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消しを行ったので公示する。

平成3年8月29日

茨城県公安委員会委員長 菊 池 信 弘

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2484	03-8145	三 菱・57年	自 衛 隊 用	陸上自衛隊勝田駐屯部隊

2485	03-8146	三菱・57年	自衛隊用	陸上自衛隊勝田駐屯部隊
2486	03-8738	三菱・60年	〃	〃
2487	01-0767	三菱・62年	〃	〃
2488	01-0769	三菱・62年	〃	〃

2 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告 示 年月日	告示 番号	取消 理由
1847	水戸88せ2176	トヨタ・60年	保存血液運搬用	茨城県赤十字 血液センター	60.11.14	30	廃車

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第28号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成3年8月29日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社 スイフ
- 2 届出者の住所 水戸市水府町1515番地
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタースイフ友部店
西茨城郡友部町東平2丁目1470-1889外
- 4 現在の店舗面積 499㎡
- 5 増加しようとする店舗面積
550㎡

- 6 増加部分の開店日
平成4年3月6日
- 7 現在の閉店時刻 午後7時
- 8 繰り下げ後の閉店時刻
午後8時
- 9 閉店時刻の繰り下げを行う年月日
平成4年3月6日
- 10 現在の休業日数 年間28日
- 11 削減後の休業日数
年間25日
- 12 休業日数の削減を行う年月日
平成4年3月6日

公 告

●都市計画事業の施行者の名称等

土浦・阿見都市計画道路事業については、平成3年8月6日建設省告示第1481号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画事業の種類及び名称
土浦・阿見都市計画道路事業
3・3・6号 土浦新治線
3・4・8号 真鍋神立線
 - 2 施行者の名称 茨城県
 - 3 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県庁
 - 4 事業地の所在
収 用 の 部 分 茨城県土浦市大字常名字大山及び字赤池東山並びに大字殿里字赤地並びに
大字真鍋字池ノ上並びに大字木田余字谷頭，字池上，字池下，字榎買場，
字中口，字東，字中溝，字樋ノ口及び字横沼地内
-

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 平成3年9月3日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 下館市大字下岡崎字上館野66-63, 64
- 3 聴 聞 事 項 第2種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
自動車車庫への用途変更
- 4 申請者住所氏名 下館市大字下岡崎字上館野66-63, 64
新 井 昇
- 5 建築物構造規模 鉄骨造3階建 用途変更
申請延面積 294.93平方メートル 既存 203.03平方メートル
- 6 敷 地 面 積 495.73平方メートル
- 7 建築物の位置 下館市大字下岡崎字上館野66-63, 64

-
- 1 聴 聞 期 日 平成3年9月6日 午前10時30分
 - 2 聴 聞 場 所 石岡市大字石岡2222の2
 - 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
アルコール製造工場の改築及びタンクの増設
 - 4 申請者住所氏名 石岡市大字石岡2222の2
新エネルギー・産業技術総合開発機構
石岡アルコール工場 工場長 中 根 博
 - 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造2階建及び木造1階建 改築
申請延面積 1,156平方メートル 既存 1,577.5平方メートル
 - 6 敷 地 面 積 26,607.5平方メートル
 - 7 原 動 機 既設 1,000キロワット
 - 8 建築物の位置 石岡市大字石岡2222の2他2筆

-
- 1 聴 聞 期 日 平成3年9月9日 午前11時
 - 2 聴 聞 場 所 那珂郡大宮町富士山3220-1
 - 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
食肉販売店舗及び共同住宅の新築
 - 4 申請者住所氏名 那珂郡大宮町富士山3220-1
富 岡 広 男
 - 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 新築

申請延面積 364.36平方メートル

6 敷地面積 667.85平方メートル

7 建築物の位置 那珂郡大宮町富士山3220の1の一部

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市大字長砂字横道東1602番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8

2 事業主の住所及び氏名

水戸市河和田町3891の11番

株式会社 パイロットプランニング

代表取締役 丹 下 一 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市馬立字谷道1208番1, 1209番, 1210番, 同番1, 字溜の台1224番1, 同番4

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区京橋一丁目11番2号

日本タイプライター株式会社

代表取締役 猪 鼻 慶 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字玉戸字西新田1087番3, 大字下川島字下寺野812番2, 同番3

2 事業主の住所及び氏名

水戸市千波町1945-12

株式会社 マツダオート

代表取締役 竹 内 伸 昌

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成3年8月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1527号	3.8.13	郡司不動産 (株) (代) 郡司 一見	日立市中丸町2 丁目3番2号	常北町那珂西字作内 2709-6, 2710-2	メートル 4.00	メートル 53.00
“ 第1526号	“	ハウス技研 興業(株) (代) 大金 末松	水戸市笠原町 1360の30	友部町住吉字佐吾屋敷 761-5	4.00	80.15
“ 第1543号	3.8.19	茨城セキスイ ハイム(株) (代) 町田 直栄	水戸市桜川 1-1-25	常北町石塚字南行 2404の1	4.20	35.00
潮土木指令 第431号	3.8.13	(株)メルヘ ンロッジ (代) 今野 オ一	東京都新宿区新 宿5-17-11	大野村大字林字長堀 456-13, 451-22	6.20	51.10

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成3年7月22日以降無効とする。

平成3年8月29日

茨城県水戸県税事務所長 岡 野 邦 弘

用 途	種 類	記号及び番号	枚数	有 効 期 間	販売業者の住所又は氏名
鉄 道	5,000 ℓ	K 100951	1	平成3年4月1日 ～ 平成3年9月30日	東京都港区3-12-14 三菱石油株式会社 関 東 支 店

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)